

記述情報の開示の好事例集2025

有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の開示例

※ 本好事例集の公表をもって、各企業の有価証券報告書の開示内容に誤りが含まれていないこと（サステナビリティ開示基準への準拠性を含む）を保証するものではありません。

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：サステナビリティ共通（1/2）

○ サステナビリティ開示に共通する投資家・アナリスト・有識者からの主なコメントは以下のとおり

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

- マテリアリティ（重要課題）としてサステナビリティの項目を列挙している事例がみられるが、SSBJ/ISSB基準が定義する「重要性（materiality）」※1とは意味合いが異なる点に留意が必要。今後、SSBJ基準に準拠した開示を行うにあたっては、SSBJ基準の要求事項に沿って「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報」を開示することが必要となる。SSBJ基準への準拠が求められていない企業においても、有価証券報告書において、SSBJ基準の要求事項を踏まえた開示を行うことは有用。
- SSBJ基準では「重要性がある」とは「財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ること」とされており、投資家を主要な利用者と明確に認識し、企業価値やキャッシュ・フローへの影響を投資家が判断できるように、企業価値に影響のある重要な情報を開示することが望ましい。ただし、GRIやCSRDなどの二軸モデル（社会影響×企業影響）を追加的に開示することは否定されるものではない※2, 3。
- 今後、SSBJ基準に準拠した開示をする企業においては、基準に沿ってサステナビリティに関する重要性のあるテーマを過不足なく開示することが適当。これはCSR経営を否定するものではなく、SSBJ基準に当てはまらない事項についてはサステナビリティ情報とは別の開示欄で開示するか、またはSSBJ基準に準拠した開示項目とは明瞭に区別した適切な項目で開示することが望ましい。

※1 重要性がある（material）情報の定義に関する参考資料

・サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用（以下「適用基準」）」第4項(7)、第48項

・SSBJハンドブック『識別したリスク及び機会に関する情報の重要性の判断』

※2 有価証券報告書において、SSBJ基準の要求事項に関連する事項を追加して記載することができる（[開示府令第三号様式記載上の注意（1）a](#)）。

※3 追加的な情報に関する参考資料

・適用基準第63項：サステナビリティ関連財務開示は明瞭に識別可能でなければならず、財務報告書に含まれる他の情報によって不明瞭にならないようにしなければならない。

・SSBJハンドブック『追加的な情報』

○ サステナビリティ開示に共通する投資家・アナリスト・有識者からの主なコメントは以下のとおり

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

- 財務情報と非財務情報のつながりについて可視化を進めていくにあたり、まずは企業価値向上にどのようなつながっていくのかについて仮説を立てることから始めることが重要。そのうえで、企業文化を変えるなどの人的資本経営の成果が現れるまでには中長期的な期間を要することなどを踏まえ、どのような情報を出せばよいかを検討することは有用。
- 全ての有報提出企業がTCFDやIIRCの枠組みからSSBJ基準への移行を意識し、過渡期のギャップを是正していくことが期待される。特に、今後SSBJ基準の適用を見据える企業においては、バリューチェーン全体を視野に入れた対応を進めていくことは有用。
- 有報の開示においては比較可能性が重要なポイントだが、人的資本の観点では、その企業特有の性質や実態を踏まえて競争力の源泉となる人材をどう採用・育成していくのかということがポイントなので、自社の強みを活かす独自指標を設定し、それを開示することは特に重要。